

平成28年度

履 修 便 覧

東京藝術大学

大学院国際芸術創造研究科（修士課程）

目 次

1. 大学院国際芸術創造研究科(修士課程)履修内規	1
2. 授業時間	2
3. 指導教員及び担当科目表	2
4. 教育課程表	2
5. 開設科目	3
6. 単位及び成績	5
7. 学生生活	
(1) 学内在留時間	6
(2) 事務センター	6
(3) 連絡・伝達事項	6
(4) 授業料の納入	6
(5) 学生証	7
(6) 証明書	7
(7) 各種手続き	8
(8) その他	8
8. 規則	
(1) 東京芸術大学大学院学則(抄)	9
(2) 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科規則	15
(3) 東京芸術大学学位規則(抄)	17

1. 大学院国際芸術創造研究科(修士課程)履修内規

(1) 履修方法

① 国際芸術創造研究科教育課程

学生は、2年以上在学し、教育課程表にしたがって必修科目並びに選択科目をあわせて30単位以上修得するものとする。学位取得のためには30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士論文と特定課題研究報告書の審査及び最終試験に合格しなければならない。

② 学位(修士)取得のための最低単位数

アートプロデュース専攻における学位(修士)取得のための最低単位数は、教育課程表の取得単位数欄の合計に定める単位数である。

③ 学位の授与

修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、上記最低単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げたと教授会が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

修士の課程を修了した者に対しては、「修士(学術)」の学位を授与する。

(2) 学生は、いずれかの研究分野に所属し、指導教員の指導により研究するものとする。

(3) 選択科目については、あらかじめ指導教員の指導を受けて履修するものとする。

(4) 各授業科目(学科目・実技科目)は、総授業回数の2/3以上出席することで採点・成績評価の対象となる。

(5) 履修登録

指定された期間(学事暦及び掲示を参照)に、教務システムを使用し履修登録するとともに、「履修届(研究計画届)」を提出しなければならない。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割」「授業計画書」等を検討し、計画的に履修すること。

- 登録は定められた期間に本人が行うこと。(やむを得ない理由により、期限までに手続きできない学生は、事前に千住校地事務センター(以下「事務センター」という。)に連絡すること。)
- 登録した科目でなければ単位は修得できない。
- 一部の科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- 登録の変更・追加・取消は、原則としてできない。
- 二重登録(同一授業時間に2科目以上を登録する)をした場合、両科目とも無効とする。
- 「履修届(研究計画届)」は、必要事項を記入し、期限までに事務センターへ提出すること。
- 履修登録の手続をしない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

2. 授業時間

時限	時 間
1	9:00 ～ 10:30
2	10:40 ～ 12:10
3	13:00 ～ 14:30
4	14:40 ～ 16:10
5	16:20 ～ 17:50

3. 指導教員及び担当科目表

専攻	研究分野	指 導 教 員 名		担 当 科 目 名
ア ー ト プ ロ デ ュ ー ス	アートマネジメント	教 授	熊 倉 純 子	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ、グローバル時代の芸術文化概論
		講 師	箕 口 一 美	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ
	キュレーション	教 授	長谷川 祐 子	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ、グローバル時代の芸術文化概論
		准教授	住 友 文 彦	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ
	リサーチ	教 授	枝 川 明 敬	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ
		教 授	毛 利 嘉 孝	概論、特論、演習、特別演習、総合実習Ⅰ・Ⅱ、グローバル時代の芸術文化概論

4. 教育課程表

履修区分	群	授業科目名	履修年次		修得単位数		
			1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目	基礎科目	グローバル時代の芸術文化概論 (Arts in Globalization)	2		2	10	30
	実践科目	アートプロデュース総合実習	4	4	8		
選択科目	基礎科目	アートプロデュース概論	2		2	12	
		アートプロデュース特論		2	2		
	実践科目	アートプロデュース演習	4		4		
		アートプロデュース特別演習		4	4		
	基礎科目 実践科目 他研究科開設科目	※各専門領域の応じて必要な科目を履修	8		8	8	

※他研究科開設科目は、開設研究科が履修を許可するもので、指導教員が認めるものに限る。

5. 開設科目

履修区分	群	科目名	単位数	開講時期	担当	科目の主な内容
必修科目	基礎科目	グローバル時代の芸術文化概論 (Arts in Globalization)	2	前	教授 熊倉 教授 長谷川 教授 毛利	英語による各担当教員のオムニバス講義
	実践科目	アートプロデュース総合実習Ⅰ	4	通	教授 熊倉 講師 箕口 教授 長谷川 准教授 住友 教授 枝川 教授 毛利	専攻の共通科目であり、学生の実践や研究の発表に対して教員が講評を行う。
		アートプロデュース総合実習Ⅱ	4	通	教授 熊倉 講師 箕口 教授 長谷川 准教授 住友 教授 枝川 教授 毛利	
選択科目	基礎	アートプロデュース概論(アートマネジメントⅠ)	2	前	教授 熊倉	アートプロデュースの各専門分野に関する講義
		アートプロデュース概論(アートマネジメントⅡ)	2	前	講師 箕口	
		アートプロデュース概論(キュレーションⅠ)	2	前	教授 長谷川	
		アートプロデュース概論(キュレーションⅡ)	2	前	准教授 住友	
		アートプロデュース概論(リサーチⅠ)	2	前	教授 毛利	
		アートプロデュース概論(リサーチⅡ)	2	前	教授 枝川	
		アートプロデュース特論(アートマネジメントⅠ)	2	前	教授 熊倉	
		アートプロデュース特論(アートマネジメントⅡ)	2	前	講師 箕口	
		アートプロデュース特論(キュレーションⅠ)	2	前	教授 長谷川	
		アートプロデュース特論(キュレーションⅡ)	2	前	准教授 住友	
		アートプロデュース特論(リサーチⅠ)	2	前	教授 毛利	
		アートプロデュース特論(リサーチⅡ)	2	前	教授 枝川	
	科目	美学Ⅰ	2	前	講師(非) 津上	芸術と美について
		美学Ⅱ	2	後		
		音楽文化史Ⅰ	2	前	講師(非) 坂崎	西洋音楽の歴史を音の変遷として理解する
		音楽文化史Ⅱ	2	後		
		著作権概論Ⅰ	2	前	講師(非) 桑野	著作権法の基本的な考え方を理解する
		著作権概論Ⅱ	2	後		
		映像プロデュース概論	2	前	教授(兼) 岡本	作品を社会に送り出すための映像プロデュース
		芸術と情報	2	後	教授(兼) 桐山	芸術と情報技術について多面的に理解する
		芸術文化批評方法論	4	通	講師(非) 福住	批評の方法論を実践的に修得

	アジア文化研究	4	通	講師(非) 葛西	近現代アジアにおける 文化表象の諸相
実践科目	アートプロデュース演習(アートマネジメントⅠ)	4	通	教授 熊倉	各分野でのプロジェクト や演習をベースとした実 践的な教育
	アートプロデュース演習(アートマネジメントⅡ)	4	通	講師 箕口	
	アートプロデュース演習(キューレーションⅠ)	4	通	教授 長谷川	
	アートプロデュース演習(キューレーションⅡ)	4	通	准教授 住友	
	アートプロデュース演習(リサーチⅠ)	4	通	教授 毛利	
	アートプロデュース演習(リサーチⅡ)	4	通	教授 枝川	
	アートプロデュース特別演習(アートマネジメントⅠ)	4	通	教授 熊倉	
	アートプロデュース特別演習(アートマネジメントⅡ)	4	通	講師 箕口	
	アートプロデュース特別演習(キューレーションⅠ)	4	通	教授 長谷川	
	アートプロデュース特別演習(キューレーションⅡ)	4	通	准教授 住友	
	アートプロデュース特別演習(リサーチⅠ)	4	通	教授 毛利	
	アートプロデュース特別演習(リサーチⅡ)	4	通	教授 枝川	
他研究科開設科目		開設研究科授業計画・時間割等参照			

注意事項:1. 年度によっては開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず時間割表により確認すること。

2. 開講時期は、「通」が通年、「前」が前期、「後」が後期の開講である。

6. 単位及び成績

(1) 単位

本研究科における各授業科目の単位数は、1単位45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

1単位に必要な授業時間数

講義	15時間
演習	15時間
実験、実習及び実技	30時間

(2) 成績

本研究科における各授業科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」及び「不可」の評価をもって表し、「可」以上を合格とし、「不可」は不合格とする。

各授業科目は、総授業数の3分の2以上出席し、その試験(学期末または学年末)に合格することにより所定の単位が授与される。

－評価基準－

秀	優	良	可	不可
100～95	94～80	79～60	59～50	49以下
As	A	B	C	D

※ 論文等の学位審査における成績評価も同じ評価をもって表し、可以上を合格とする。

成績発表は前期及び後期の末に行うので、教務システム又は千住校地正面自動ドア脇及び上野校地学生課前内に設置された証明書自動発行機により各自確認すること。

修了者へは修了式(例年3月25日)の際に、学位記に添えて交付する。

7. 学生生活

(1) 学内在留時間

1) 通常時： 平日、土・日曜日、祝祭日を問わず、7:30～21:00

2) 休業期間

① 夏季 ○ 平日・土曜日： 7:30～20:00

○ 日曜日・祝日、夏季休日(学長が指定する8月中の9日間休日)： 登校禁止

② 冬季(12月29日～1月3日)： 登校禁止

③ 春季： 平日、土・日曜日、祝祭日を問わず、7:30～20:00

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。

千住校地においては、入構は上記在留時間の終了の30分前までとなっている。入構可能時間内で正面自動扉が施錠されている時に入構する場合は、自動扉脇の通用口を、学生証を用いて解除して入ること。

また上野校地において、上記在留時間内で教員室が閉まっている時に院生室を使用する場合は、守衛所で学生証と引き換えに院生室の鍵を借りること。

なお他の学部・研究科の施設や附属図書館、各センター等を利用する場合には、それぞれの定めるところに従うこと。

(2) 事務センター

各種事務手続きは、特別の指定のあるものを除き、下記の場所で、平日(月～金曜日)の所定の時間内に行うこと。

千住校地： 千住校地事務センター(千住校地1階)

上野校地： 音楽学部教務係内(音楽学部五号館1階)

(3) 連絡・伝達事項

教員室、あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要のある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

- ・ 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外、一切行わない。
- ・ 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには、一切応じない。

(4) 授業料の納入

- ・ 納入方法は原則として口座振替(自動引落)となっているので、振替日前までに必要金額を入金しておくこと。
- ・ 振替日は、前期分5月27日、後期分11月27日(土日祝日にあたる場合は、翌営業日)である。

(5) 学生証

- ・ 本学学生として常に携帯すること。
- ・ 有効期限は2年間である。留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続きを取る。
- ・ 改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。手続きについては、(7)各種手続きを参照のこと。
- ・ 本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
- ・ 学生証の違法使用(他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等)があった場合は、大学として厳しく処分する。
- ・ 学生証を紛失した場合は、学生課学務係へ再交付を願い出た上、手数料2,060円を戦略企画課で納付すること。(学生課、戦略企画課はいずれも上野校地事務局にある。)

○ 通学定期券

- ・ 学生証、通学定期券発行控及び各駅にある申込用紙を駅の窓口に出し、購入する。
- ・ 住所変更に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続きを事務センターで行うこと。

(6) 証明書等

次の証明書等については、証明書自動発行機で発行すること。証明書自動発行機は、上野校地では学生課内に、千住校地では入口自動ドア脇に設置されている。稼働時間と発行できる証明書の種類については、ウェブサイトを確認すること。

○ 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

- ・ 学割は証明書自動発行機で発行できる。
- ・ 学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭に置くこと。
- ・ 1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。ただし、1月1日以降に発行したものは3月31日を有効期限とする。
- ・ 学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
- ・ 学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。

証明書自動発行機で発行できない各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、事務センターへ申し込むこと。和文証明書の場合は発行までに3日間程度、英文証明書の場合は約1週間を要する。相談が必要な証明書については、事務センターに問い合わせること。

学生の個々の理由(手続きの遅れ、差し迫った必要度等)に応じて証明書を発行することはできないので、必要な手続きは早めに行い、提出期限を守るように、各自が心がけること。

(7) 各種手続き

- 以下の変更手続はCampusPlanで案内しているウェブフォームから行うこと。

学生本人	氏名
	住所
	電話番号(自宅・携帯)
	メールアドレス
保証人	氏名
	住所
	電話番号(自宅・携帯)
	メールアドレス
	勤務先名称
	勤務先電話番号

○ その他の手続

下表に示した各種手続は、事務センターで行うこと。病気・怪我等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。(身分異動に関係する手続は、必ず学生本人が行うこと。)

休学届	病気・ケガ等の場合は診断書を添付する。＜大学院学則32、33、34条＞参照
復学届	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。＜大学院学則第35条＞参照
退学届	受理された後、学生証を返還する。＜大学院学則第37条＞参照
旧姓使用申出	戸籍抄本等を添えて申出る。

(8) その他

- 現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止に務めること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- 教室等に許可なく私物を置かないこと。許可なく置かれたものについては、紛失等があっても、大学では、一切責任を負わないので注意すること。
- 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。
- 本学の駐車スペースは極めて限られているので、学内への車両の乗り入れは原則として禁止とする。荷物の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れの必要がある場合は、事前に許可を得ること。
- キャッチ商法、マルチまがい商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にのることなく、断るときはきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしていないこと。
- 度を越した飲酒は厳に慎むこと。
- 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- その他、以下のURLの「学生便覧」によく目を通すこと。

http://www.geidai.ac.jp/life/gakusei_binran

8. 規則

(1) 東京芸術大学大学院学則(抄)

制 定 昭和52年4月28日

最近改正 平成28年4月 1 日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東京芸術大学大学院(以下「大学院」という。)は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

(4) 国際芸術創造研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	修 士 課 程	博士後期課程
	専 攻 名	専 攻 名
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文(専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品若、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。)又は博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博士後期課程		
	専 攻 名	入学定員	収容定員	専 攻 名	入学定員	収容定員
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	10	20			
	計	10	20			

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 美術研究科及び音楽研究科に、当該研究科の重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1)前学期 4月1日から9月30日まで

(2)後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3)開校記念日 10月4日

(4)春季、夏季及び冬季休業日

2 前項第4号の休業日は、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。【(注)休業日は毎年度変更されるので、当該年度の学事暦で確認すること。】

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝大学学則(以下「本学学則」という。)の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表(第80条関係)については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、実習及び実技	一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の併用により行う場合
国際芸術創造研究科	15	15	30	2つの授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合は、それぞれの授業時間数をx、yとすると、 $ax+by$ (a:1単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値、b:同じく45時間を該当する左記の時間数で除して得た数値)が45となるようにx及びyの時間を定める。3つ以上の授業の方法を組み合わせる行う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第17条 【略】

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会(映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。)が認めた者については大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第19条 【略】

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 【略】

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第25条～第31条 【略】

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不相当であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、学長に届け出て、更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に届け出て、留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 行方不明の者

第40条～第42条 【略】

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則(以下「費用規則」という。)の定めるところによる。

2 【略】

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があつた場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1(納入期限5月31日まで)

後期 年額の2分の1(納入期限11月30日まで)

(入学料の免除及び徴収猶予)

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

(授業料の免除)

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願

い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の還付)

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良の者

(2) 学力劣等の者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則 【略】

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第6条に定める専攻別収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度は次のとおりとする。

研 究 科 名	修 士 課 程	
	専 攻 名	収容定員
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	10
	計	10

(2) 東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科規則

制 定 平成28年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京芸術大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第3項の規定に基づき、東京芸術大学大学院国際芸術創造研究科(以下「研究 科」という。)における必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第1条の2 研究科は、芸術と国際社会との関係性や国内外の情勢変化等を踏まえ、世界的にも評価の高い我が国の芸術文化価値や既に固有の存在として確立されている芸術諸分野の学術基盤を最大限に活かしつつ、専門領域によって分化している芸術文化の様々な実践を横断的かつ有機的に結びつけながら、新たな芸術価値を創造し、国際的に展開できる先導的な実践型人材育成や、芸術文化力を活かした新たなイノベーション創出・社会革新等をもたらすことのできる人材の育成を目的としている。

(課程)

第2条 研究科における課程は、修士課程とする。

(専攻)

第3条 修士課程の専攻は、アートプロデュース専攻とする。

(指導教員)

第4条 研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

(成績評価基準等)

第5条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

(単位の認定方法等)

第6条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第7条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、研究科(修士課程)履修内規(以下「修士履修内規」という。)」という。)に定めるとおりとする。

第2章 修士課程

(履修方法)

第8条 学生は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、30単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

(履修届及び研究計画の届出)

第9条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第10条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第11条 修士論文及び特定課題研究報告書(以下「修士論文等」という。)は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時まで30単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第12条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

- 2 特別の事情により修士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 雑則

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

別表(第5条関係)

評 価 基 準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

(3) 東京藝術大学学位規則(抄)

制 定 昭和52年4月28日

最近改正 平成28年4月 1 日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、東京藝術大学学則(以下「学則」という。)第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(1)【略】

(2) 修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位(専攻分野)	
		和文	英文
国際芸術創造研究科	アートプロデュース専攻	修士(学術)	Master of Philosophy

(3) 【略】

(学位の授与要件)

第3条 【略】

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3～4 【略】

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

(修士課程学生の修士論文等審査の願出)

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文(専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品若、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。)の審査を願出しようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

第5条 【略】

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等(以下「学位論文等」という。)の提出があった場合は、研究科委員会(映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。)にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに

関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

- 2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

- 2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の審査)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

- 2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第11条～第14条 【略】

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

- 2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
 - (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

第18条～第22条 【略】

附 則 【略】